

新宿区公共施設等総合管理計画等検討会 第2回検討会 資料

1. 区有施設マネジメントにあたっての課題

1.区有施設マネジメントにあたっての課題

区有施設の老朽化が進み維持管理経費の増加が見込まれる中、限られた財源で対応するため、区有施設マネジメントの基本的な方針を定めた新宿区公共施設等総合管理計画(以下、「総合管理計画」という。)を策定し、適切な施設の維持管理や更新等を行ってきた。

しかし、計画策定後の社会経済状況の変化や、区民ニーズや行政需要の多様化・複雑化などにより、計画で掲げる「基本方針」や「施設類型別基本方針」に基づく、計画的な区有施設マネジメントを進めるにあたって、以下の課題が生じている。

1 行政需要への対応

総合管理計画の策定以降、75歳以上の高齢者人口の増加による高齢社会の進展や、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化、ウクライナ情勢や米国の通商政策、中東情勢などの国際情勢も含めた社会経済状況の変化などにより、行政需要の多様化・複雑化がより一層進んでおり、区有施設を取り巻く環境も大きく変化している。区ではこうした新たな行政需要に対応するため、物価高騰対策をはじめ様々な事業を展開しているが、区有施設では区民サービスを提供するためのスペースの確保が課題となっており、民間ビルを賃貸借して対応しているほか、小学校においては校庭の一部を活用して校舎を増築して対応している。そのほか、施設廃止後の跡地を活用した民設民営の障害者グループホームの整備を進めるなど、区民ニーズに対応した区有施設の整備等を進めている。

2 適地の確保等

基本方針で掲げる、施設の複合化や機能統合、建替え等にあたっては、以下のような理由により適地の確保等が課題となっている。

- 学校など、建替え期間中も運営を継続する必要がある施設については、建替えにあたり仮施設の建設用地や代替施設を用意する必要があるが、活用可能な区有地や区有施設が不足している。
- 複合化や機能統合などを検討する際に、区の限られた土地・施設においては、建替え等により必要な施設規模を確保することができない。
- バリアフリー動線の確保や新たな行政需要等へ対応するため、施設の更新時には、現状の床面積を上回る施設規模の確保が必要となる。
- 既存不適格等により同規模の建物を再建築できない。

3 物価高騰等への対応

長引く物価上昇や、材料費・労務単価の上昇による工事費の高騰、金利の上昇など社会経済状況が大きく変化している中、区有施設の更新や維持管理を適切に行うためには、以下のような課題がある。

● 工事費の高騰

- ・材料費や労務単価の上昇により工事費の高騰が続いており、工期が長期にわたる工事などにおいては、計画時の資金計画の見直しや契約金額の増額変更等の対応が必要になっている。

● 管理・運営にかかる経費の高騰

- ・光熱水費や人件費など、施設の管理・運営に係る経費が高騰している。

● 金利上昇

- ・金利が上昇している状況を踏まえ、起債の活用にあたっては財政運営に過度な影響がないよう慎重に対応する必要がある。
- ・金利上昇はPFIなどの民間資金活用にも影響がある。

2. 公共施設等総合管理計画の基本方針の 現状及び課題

基本方針1 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

1-1 民間への移管、民間施設の利用補助

施設類型別基本方針で民間施設・サービスの活用、施設からサービスへの転換を掲げる施設（計画策定時点 65施設）
・防災関係施設（防災住宅）・区民等利用施設・高齢者福祉施設・保育園・子ども園・児童館等（児童館）・スポーツ施設・保養施設等

【基本方針(概要)】

民間による公共サービスの参入が期待できる環境を生かして、民間のサービス供給により質等の面からも代替が可能な場合には民間への移管を進めていきます。

【現状】

- 保育園、子ども園については、新設・建替えの際には、私立園の設置を基本としており、これまで区有地や区有施設を貸し付けるなどとして設置を進めている。
- 学童クラブについては、区の児童館や小学校内の設置を基本としているが、民間施設の賃借や民間の学童クラブの誘致により需要に対応している。
- 保養施設に関する、民間のサービスの状況などを調査研究している。

【基本方針に基づく取組】

- 計画策定後の平成30年度には、薬王寺の区有施設に私立保育園を設置した。また、今後整備予定の早稲田南町児童館等複合施設新施設に設置する保育園についても、私立保育園として設置する予定である。
- 学童クラブについては、計画期間内に新たに民間施設の賃借により3所で事業運営を開始している。
- 保養施設については、民間のサービスの状況などを調査研究しており、区有施設を保有せずに事業を継続する方法を検討している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 民間施設へのサービス移行の検討の際に、区民ニーズを満たす規模の民間施設がない。
- 建物の残存価値と今後の施設の維持管理・運営経費等を踏まえ、最も効果的な手法・タイミングで民間サービス等に切り替える必要がある。

基本方針1 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

1-2 統廃合、共用化

施設類型別基本方針で統廃合を掲げる施設(計画策定時点 28施設)

・高齢者活動・交流施設 ・生涯学習施設

施設類型別基本方針で共用化や機能統合、機能共有を掲げる施設(計画策定時点 63施設)

・区民等利用施設 ・地域センター ・小学校 ・中学校 ・生涯学習施設

【基本方針(概要)】

集会室など、世代別や活動目的別に多数設置されている施設については、様々な種類に分散するのではなく、地域の中核施設に集約化します。また、調理室、音楽室、美術室などは安全確保や教育需要を踏まえることを前提に学校と地域が共用することでより幅広い区民の方がサービスを利用できる施設へと転換し、多世代の交流を促進するとともに、効率的な施設運営につなげていきます。

【現状】

- 集会室や会議室機能がある施設については、区内に28施設ある。(施設白書P287)
- 高齢者活動・交流施設については、利用者が年間1万～2万人となっており、多い施設だと4万人を超えている。(施設白書P94)
- 生涯学習施設については、各施設概ね80%～90%の利用率となっている。(施設白書P197)
- 令和元年度に清風園を廃止し、隣接する中落合高齢者在宅サービスセンターに地域交流スペースを整備した。

【基本方針に基づく取組】

- 施設の老朽化や利用者の減少などを理由に清風園を廃止した。施設の廃止にあたり、隣接する中落合高齢者在宅サービスセンターの空きスペースを活用し、集会や体操、文化活動などを行う地域交流スペースを整備した。
- 上記の清風園を除き、統廃合や共用化などの具体的な検討は進んでいない。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 「適地の確保等」を参照【P3】
- 高齢者活動・交流施設や生涯学習施設などは、概ね利用率が高く、機能を統合すると行政需要が満たせなくなるおそれがある。

基本方針1 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

1-3 複合化・多機能化

施設類型別基本方針で複合化を掲げる施設(計画策定時点 10施設)

・庁舎等(土木・清掃関連施設、保健センター)

施設類型別基本方針で多機能化(機能移転)を掲げる施設(計画策定時点 44施設)

・児童館等(児童館) ・小学校

【基本方針(概要)】

一つの施設を複数の目的で使う複合化をこれまで以上に進めるとともに、建替えや新たな施設を建設する時は、最初から機能を固定せずに他の用途へ転用できるように設計上の配慮を行います。

【現状】

●複合化施設については、令和7年度末時点で全施設295施設中179施設(60.7%)(施設白書P289、290)。今後、牛込第一中学校と中町図書館の2施設が複合施設となるとともに、早稲田南町保育園分園が早稲田南町児童館等複合施設(新施設)に設置され、複合施設となる予定である。

●施設類型別基本方針で複合化を掲げる施設のうち、既に複合化されている施設は7施設。複合化率は70%である。

●主に児童館に併設している学童クラブについて、実施可能な小学校29校中14校に設置している。

【基本方針に基づく取組】

●複合化施設については、10年前の175施設から179施設と4施設増加しているが、複合化率は0.7ポイント減少している。

●施設整備中の牛込第一中学校については、生徒の安全確保のためのセキュリティや動線を分けたうえで地域図書館との複合化を予定しており、近隣の中町図書館が移転予定である。移転後は学校と図書館の新たな交流が期待される。また、プールや屋内運動場等を地域活動の場として活用できるように計画している。

●計画策定後に小学校の増築を2件行ったが、必要床以上の建設が困難であったため、児童館の機能移転は検討していない。なお、主に児童館に併設している学童クラブ等の小学生の放課後の居場所機能については、計画期間内に学校内学童クラブを6校に設置しており、その他に放課後こどもひろばプラスの開設など学童機能の充実に取り組んでいる。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●「適地の確保等」を参照【P3】

●小学校・中学校の建替えに当たっては、児童・生徒の通学の安全確保など配慮する点が多く、条件整理等に時間を要する。

すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

1-4 配置の適正化

施設類型別基本方針で施設総量の検討等を掲げる施設（計画策定時点 36施設）

・ホール ・幼稚園 ・図書館（地域図書館） ・スポーツ施設

【基本方針(概要)】

特別出張所を拠点とする10地域全てに配置すべきサービスなのか、全区民が利用する施設をどこに配置すべきか等、適正な配置を検討するとともに、公共交通機関の駅等を活用したサービスの可能性についても研究します。

【現状】

- スポーツ施設は令和7年度末時点で5施設中4施設が大久保地域に集中している。（施設白書P203～205）
- 区立幼稚園全体の園児数が減少しており、令和8年度から落合第四幼稚園が休園となり、休園中の幼稚園は8園となっている。休園中の幼稚園は保育ルーム等のスペースとして活用している。
- 地域図書館のあり方及び施設総量の具体的な検討は進んでいない。

【基本方針に基づく取組】

- 令和2年度に、バレーボールや卓球などの運動が可能な多目的ホールのある四谷スポーツスクエアを整備し、これまでスポーツ施設がなかった四谷地域にスポーツ施設を整備した。
- 幼稚園の需要が減少する中で学級編制基準を満たさない幼稚園が増えていることから、今後の教育活動を見据えた区立幼稚園のあり方の検討を進めている。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 「適地の確保等」を参照【P3】
- 適正配置の検討に当たっては、確保可能な施設規模や利用ニーズに応じて、整備する機能を柔軟に検討する必要がある。

例)四谷スポーツスクエアでは、他のスポーツ施設の機能に合わせて整備するのではなく、施設規模に応じて、スポーツだけでなく、講演など多様な用途で利用可能な多目的ホールを整備している。

すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

1-5 国や都等の施設との役割分担

施設類型別基本方針で国都等の施設の活用を掲げる施設（計画策定時点 **4施設**）

・スポーツ施設

【基本方針(概要)】

国や都、近隣区と連携を図り、施設の重複解消や役割分担を進めていきます。

【現状】

- 区では連携協定を結んでいる区内大学(2校)と、図書館の相互利用などを実施している。
- 新宿中継・資源センターでは新宿区を含め5区が協定を結び、不燃ごみの中間処理を行っている。
- スポーツ施設での具体的な検討は進んでいない。

【基本方針に基づく取組】

- 計画期間内において、新たな取組は具対的には進んでいない。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 区有施設以外の施設との連携によって、施設の重複解消などの具体的な効果につながるケースが少ない。
(例えば、上記の図書館との相互利用の実施により、区民サービスは向上できるが、区の図書館の廃止・見直し等にはつながらず、コストの低減などの効果は生まれない)

公共施設を維持・管理する際には、これまで以上に最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

2-1 効果的・効率的な管理運営の確保

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

指定管理者制度や管理運営業務の包括委託などの民間活力の活用、省エネルギー化への転換などサービスの質の向上を図りながら、維持管理経費を削減します。

【現状】

- 区有施設では88の施設で指定管理者制度を導入している。その他38施設で、管理委託や貸付などを行っている(施設白書P292)
- 公共施設の計画的なLED化により維持管理費の削減と省エネルギー化を図った。

【基本方針に基づく取組】

- 指定管理者制度導入施設は、令和7年度末時点で295施設中、88施設(29.8%)であり、10年前から2施設増加している。
- 公共施設のLED化については、必要な施設について計画的にLED化を進めており、令和7年度末時点で195施設中31施設(約15%)で実施している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 「物価高騰等への対応」を参照【P4】

公共施設を維持・管理するには、これまで以上に最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

2-2 PPP / PFIの導入

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

指定管理者制度の活用とともに、施設の規模や特性等を踏まえ、必要に応じてPPP/PFIの導入を検討し、サービス水準の向上とコスト削減を推進していきます。

【現状】

●令和6年度に「新宿区PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」を策定している。

(検討対象:工事 10億円以上、維持管理・運営 年間1億円以上)

●新宿中央公園でPark-PFI制度を活用し、公園の魅力向上と地域の賑わい創出を実現した。

【基本方針に基づく取組】

●文化センターの特定天井工事においてPFI等の検討を行ったが、当時の財政状況から導入に至らなかった。

●新宿区PPP/PFI優先的検討方針を策定し、運用開始したが、令和8年8月時点で検討対象はなかった。

●令和2年度に新宿中央公園でPark-PFI制度を活用し、カフェ、レストラン、パークスポーツクラブからなる交流拠点施設を整備するなど、公園の魅力向上と地域の賑わい創出を実現した。

●事業者からの提案によるESCO事業を採用し、学校施設のLED化を実施した。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●「物価高騰等への対応」を参照【P4】

公共施設を維持・管理する際には、これまで以上に最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

2-3 公的不動産の活用

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

地価が高いという区の特徴を生かし、公的不動産の活用を行っていきます。

【現状】

- 令和6年度決算で、建物12件、土地21件の貸付を行っているほか、土地信託も1件行っている。
- 建物の一部のスペースを活用して、税外収入の確保等につなげている。

【基本方針に基づく取組】

- 方針に基づき、再開発により取得した四谷駅前地区公益棟や霞ヶ丘町廃道敷・廃水路敷などの貸付、旧淀橋第二小学校の土地信託などに公有不動産を活用し、令和6年度決算で18億円以上の税外収入を確保している(施設白書P292～295)。
- 新宿区役所第一分庁舎の空きスペースにセルフ写真館の無人機を設置し、税外収入を得るとともに、観光振興の一助にもなっている。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 地価の高さを最大限活用した、公的不動産の収益化について研究する必要がある。
- 新たな行政需要が発生した場合に、活用中の建物を行政財産に戻す必要がある。
(「行政需要への対応」参照【P3】)

公共施設を維持・管理する際には、これまで以上に最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

2－4 受益者負担の適正化

・全施設が対象
【基本方針(概要)】 公共施設の老朽化問題の検討にあたっては、施設やサービスの性質等を踏まえ、有料化が可能な施設への利用料金の導入や、導入済みの施設の料金改定などを検討し、受益者負担の適正化を図っていきます。 【現状】 ●計画期間内の金額変更はない。 【基本方針に基づく取組】 ●施設の利用状況、面積、維持運営に係る費用を基に、受益者が負担すべき額と条例で定める使用料等の乖離率を調査している(3年に1回)。 【基本方針に基づく取組上の課題】 ●社会経済状況の変化なども踏まえた受益者負担の考え方を整理する必要がある。

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-1 点検及び劣化状況の把握

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

区では、施設の質を維持し、安全に長く快適に使用するため、法律等に定められた定期点検を確実に行うとともに、施設管理者が自ら日常のチェックを行い、建築物の劣化状況を把握することで速やかな改善を図っており、今後も引き続き、これらの取組により施設の適切な維持管理に努めます。

【現状】

●各施設管理者が定期点検の結果などを踏まえて、適正な施設の維持管理を行っている。

【基本方針に基づく取組】

●施設管理者等が、日常的な施設の点検を実施できるよう、建築、機械設備、電気設備の各部位について、点検箇所及び点検方法や改善方法のアドバイス等を記載した「維持管理の手引き」により、点検水準を確保している。

●法定点検(建築基準法第12条にもとづく定期点検)の点検結果を踏まえ、施設管理者が改善等を実施している。

●法定点検の実施時に重大な是正事項(避難経路の物品存置等による避難障害、非常用照明の不点灯など)があった場合は、速やかに対応している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●施設の適正管理に当たっては、点検等を踏まえた改善のほか、設備等の適切な更新も行う必要がある。

基本方針3 必要な施設・インフラ等を適切に維持する

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-2 長寿命化の実施方針、3-3 修繕の実施方針

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

(3-2)施設の不具合が出た場合に修繕等を行う「事後保全」ではなく、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行い、既存施設の長寿命化と修繕に係る経費の削減・平準化を図っていきます。

(3-3)一般的な修繕は、定期点検の結果をもとに必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行い、ユニバーサルデザインにも配慮して適切に実施していきます。

【現状】

- 中長期修繕計画に基づき各施設の劣化状況等を把握しながら長寿命化を図っている。
- 施設の品質確保と建設費の削減に資することを目的に、基本設計の内容について、品質の確保及びコスト削減等の代替案を検討している(バリューエンジニアリング)。
- 定期点検の結果を踏まえて検討を行い、適切な修繕を実施している。
- ユニバーサルデザインについては機会を捉えて、施設整備基準に適合するよう修繕等を実施している。

【基本方針に基づく取組】

- 中長期修繕計画は、各施設における対象部位ごとに修繕周期を設定し、修繕時期を計画している。予算見積りに際しては、「建築物保全業務支援システム」の情報を踏まえ、現地調査を行った上で、老朽度や緊急度等を総合的に勘案して修繕等の方法や時期を決定している。
- バリューエンジニアリングを実施することで、維持管理や仕様の合理化により一定のコスト削減効果があり、直近で令和5年度に、全熱交換器の仕様、ルーバー材等の見直しなど7件を採用した。
- 中長期修繕計画に基づき、令和7年度は41施設で工事を実施した。
- 定期点検の結果をもとに必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行い適切な修繕を実施している。
- ユニバーサルデザインについては大規模改修等の工事の際に、施設整備基準に適合するよう修繕等を実施している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 「物価高騰等への対応」を参照【P4】
- 既存の施設においては、施設の形状や構造等の制約により、ユニバーサルデザインへの対応を十分に進められない場合があるため、今後の施設更新等の機会を捉えて配慮していく必要がある。

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-4 耐震化の実施方針

・全施設が対象

【基本方針(概要)】

国等による建物の耐震基準の動向を注視し、区有施設の耐震性向上に向け、適切に対応していきます。

【現状】

- 区有施設における必要な耐震化はすでに実施済みである。
- 施設の建設時には、必要な耐震性能を確保するとともに、防災・減災の観点踏まえた施設整備を推進している。

【基本方針に基づく取組】

- 施設の建設時には、施設の役割や立地条件等を踏まえ、必要な耐震性能を確保するとともに、災害時に施設に求められる機能を維持できるよう、非常用電源の確保など防災上必要な対策を講じており、防災・減災の観点踏まえた施設整備を推進している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 区有施設の必要な耐震化は既に完了しているが、今後耐震基準の見直しが行われた場合、適切に対応できるよう国の動向等を注視する必要がある。
- 災害時の拠点となる施設については、発災後の継続的な施設運営を行えるよう、災害対応を支える設備や機能のさらなる充実について検討する必要がある。

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-5-1 道路

【基本方針(概要)】

定期的に道路の損傷状況等の調査を行うとともに、収集したデータを基にして計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理を行い、区道の長寿命化と修繕経費の効率化を図っていきます。

【現状】

●5年ごとに外部委託を活用し調査を実施し、優先順位を踏まえた改修計画や職員の目視点検結果に基づいて計画的な修繕行い、適切な維持管理を行っている。

【基本方針に基づく取組】

●5年ごとに実施している「道路のアセットマネジメント」では、区道の①ひび割れ、②わだち掘れ、③平坦性の3項目を外部委託により、調査し、前回調査データと比較することで、路面の損傷度を判定し、MCI(維持管理指数)を算出している。

算出したMCIを用いて、LCC(ライフサイクルコスト)を算出し、①優先順位、②改修計画を決定している。

●決定した優先順位や改修計画により対象路線を抽出するとともに、毎年実施している職員による目視点検の結果を踏まえ、計画的に維持修繕を行っている。なお、緊急の対応については、速やかに対応している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●「物価高騰等への対応」を参照【P4】

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-5-2 橋りょう

【基本方針(概要)】

計画的かつ効率的に維持修繕を進める予防保全型管理とする「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」(平成24年3月策定)に基づき、適正な補修時期を設定することで、維持に必要な年間コストを平準化していきます。

※現在は令和6年3月改定の計画に基づき維持修繕を行っています。

【現状】

●外部委託により、5年ごとに個別点検要領に基づき、点検・診断・評価(優先順位)を実施しており、評価の中で補修優先順位を変更する必要がある場合は、個別計画の一部変更や見直しを行い、適切な補修時期を設定し、コストの平準化を図って適正な維持管理を行っている、

【基本方針に基づく取組】

●法定点検については外部委託により、5年ごとに個別点検要領に基づき、点検・診断・評価(優先順位)を実施しており、評価の中で補修優先順位を変更させる必要がある場合は、個別計画の一部変更や見直しを行っている。

●緊急の対応については、予算措置されている維持費で速やかに対応している。また、個別計画に基づく改修は、初年度(設計委託)、2年目(設計照査、関係機関協議)、3年目(工事実施)の3工程で修繕を実施している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●「物価高騰等への対応」を参照【P4】

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

3-5-3 公園

【基本方針(概要)】

「新宿区公園施設長寿命化計画」(平成30年9月)に基づき、安全性の確保や機能保全、費用の平準化、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

【現状】

●長寿命化計画に基づく健全度調査などを実施し、公園遊具や施設の安全性と施設機能の維持向上などに取り組んでいる。

【基本方針に基づく取組】

●区では、公園遊具の定期点検を毎年実施し、結果に応じて補修を行っている。また、遊具以外の公園施設についても長寿命化計画に基づき、5年ごとに健全度調査を実施しており、こうした点検や調査の結果等を踏まえて必要に応じて計画の見直しや更新時期の変更等も行い、安全性と施設機能の維持向上などに取り組んでいる。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●「物価高騰等への対応」を参照【P4】

基本方針1～3を実行するため、PDCAサイクルに基づいて計画の策定や進行管理、評価、見直し等を行うとともに、議会や区民等との情報共有を行います。

4-1 個別の計画の策定・実施、目標数値の設定、PDCAサイクルの実行

【基本方針】

本計画は、大きな方針を定める計画としての位置づけであり、施設の削減目標や最低限維持すべき公共サービスの水準に関する目標を設定します。その目標達成に向けて、個別の施設ごとの対策を検討し、個別の計画を策定する必要があります。個別の計画を策定した場合、その実行過程で年1回必ず状況を評価し、必要に応じて計画の修正や追加を行います。

【現状】

- 全ての施設で長寿命化の実施方針を定めた個別施設計画を策定し、長寿命化に取り組んでいる。

【基本方針に基づく取組】

- 個別施設計画に基づき、中長期修繕計画により個別の施設ごとの改修工事等を計画的に実施している。
- 中長期修繕計画については、区の実行計画に位置付けており、毎年度行政評価を行っている。その評価結果を基に区としての総合判断を行い、次年度以降の予算編成に反映するほか、事業進捗に応じて適宜計画を見直す必要がある場合には、計画を変更して対応している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 「物価高騰等への対応」を参照【P4】

基本方針1～3を実行するため、PDCAサイクルに基づいて計画の策定や進行管理、評価、見直し等を行うとともに、議会や区民等との情報共有を行います。

4-2 庁内検討体制

【基本方針】

本計画の進行管理及び個別施設の検討並びに個別の計画の進行管理は、全庁の部署が参加し、横断的に検討できる実効性ある体制により行っています。

【現状】

- 個別施設の長寿命化に係る改修等については、個別施設計画に基づき、中長期修繕計画により適切に実施している。
- 個別施設の建替え等の検討にあたっては施設活用検討会で検討している。
- 上記2つについて、その実行に当たっては、実行計画に位置付け、毎年度行政評価等で適切に進行管理している。

【基本方針に基づく取組】

- 個別の施設の長寿命化に係る改修等については、個別施設計画に基づき、中長期修繕計画により実施し、中長期修繕計画を実行計画に位置付けることで、毎年度、行政評価等により、適切に進行管理及び評価を行っている。
- 個別施設の建替え等の検討にあたっては施設活用検討会で全庁横断的な検討体制で検討している。当該施設関係課など庁内関連部署により適時適切な進行管理を行うとともに、実行計画に位置付け、行政評価等により毎年度適切に進行管理及び評価を行っている。

【基本方針に基づく取組上の課題】

- 横断的な庁内体制に基づき、計画に基づき取組を進めている。

基本方針1～3を実行するため、PDCAサイクルに基づいて計画の策定や進行管理、評価、見直し等を行うとともに、議会や区民等との情報共有を行います。

4-3 議会や区民等との情報共有

【基本方針】

本計画及び個別の計画の実行には、施設利用者の利便性や地域のまちづくりに関わることから、議会への報告や広報・ホームページへの掲載など様々な手法を活用しながら積極的に情報公開を行い、区民の理解と協力を得られるよう努めます。

【現状】

●本計画に基づき、個別の施設の整備などの検討や実施をする際には、計画や工事の進捗に応じて必要な時期に、議会報告、地域説明会などを行っている。

【基本方針に基づく取組】

●本計画に基づき個別の施設について検討を行い、今後の方針等を決定する場合は、区の検討結果をまとめた方針(案)や説明動画等を区ホームページ等で公表するほか、議会報告、地域説明会やパブリック・コメントなどを通じて、区民から意見を聴取し方針を決定している。

【基本方針に基づく取組上の課題】

●今後のICT技術の進展を踏まえた情報発信の手法などを研究していく必要がある。